

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年5月 21 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400284号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500001号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成17年3月30日の標準賞与額を25万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年3月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年3月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年3月30日

請求期間において、A社から期末賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2005年期末賞与支給明細書(写)及び預金通帳(写)並びに事業主から提出された賃金台帳(データ)により、請求者は請求期間において、A社から25万5,000円の期末賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額25万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年3月30日の期末賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400283号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500002号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和59年10月1日から昭和60年7月1日まで
② 昭和60年12月21日から昭和61年9月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間が5か月となっているが、請求期間①及び②にも同社に勤務していたことは間違いない。預金通帳(写)、パスポート(写)、当時の写真(写)やメモ(写)等を提出するので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳(写)、パスポート(写)、出金請求票(写)、メモ(写)等、元事業主の陳述、複数の元同僚の回答及び陳述から、期間を特定することはできないものの、請求期間①及び②当時、請求者がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、平成3年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主も同社に関する資料がない旨陳述していることから、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態並びに厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社において請求期間①又は②に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元同僚に照会したものの、請求者の同社における厚生年金保険の加入の取扱い等について、具体的な回答及び陳述を得ることができない。

さらに、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の記録と符合している上、同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者は、昭和60年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月21日に被保険者資格を喪失しているところ、当該資格喪失届の受付年月日は昭和61年1月20日と記載されており、遡って訂正されるなどの不合理な処

理は見られない。

加えて、請求期間①について、請求者から提出された預金通帳（写）によると、昭和 60 年 6 月 12 日付けで A 社から 31 万 5,060 円の振込があったことを確認することができ、請求者は当該振込が同社からの給与である旨主張しているが、給与明細書がないため内訳（基本給や手当など）、総支給額（月額）が分からず、当該振込額から厚生年金保険料が控除されていたかを検証することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。